

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和6年度第1回 ※通算第13回)

令和7年1月29日(水)
書 面 開 催

[議 題]

- ・地方税以外の公金の納付書への対応について

[資 料 一 覧]

- 資料1 地方税以外の公金の納付書への対応 (事務局)
- 資料2 地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の作成基準
(地方税共同機構・ゆうちょ銀行)
- 資料3 地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の様式審査申
請手順 (ゆうちょ銀行)
- 資料4 事前照会における意見・回答 (事務局)

地方税統一QRコードの活用に係る検討会 地方税以外の公金の納付書への対応

令和7年1月

地方税以外の公金のeL-QR付き納付書の読取りテストについて

○ 地方税以外の公金の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なることから、以下のとおり、追加税目対応時(3ページ参照)に準じて、地方税以外の公金の納付書の読取りテスト(下図の①)を実施するものとする。

【地方団体に対応をお願いしたい事項】

(1) 各地方団体において、4ページの手順を参考に、指定金融機関(少なくとも1金融機関)と調整の上、当該金融機関に対し、地方税以外の公金に係るeL-QR付きの納付書を送付いただきたい。

※ 地方税以外の公金の納付書は、各地方団体内でも帳票の様式や作成担当部署が様々であることから、読取りテストの実施に際しては、テスト先金融機関側に混乱が生じないよう地方団体内で実施時期等を取りまとめのうえ、調整いただくなどご留意いただきたい。

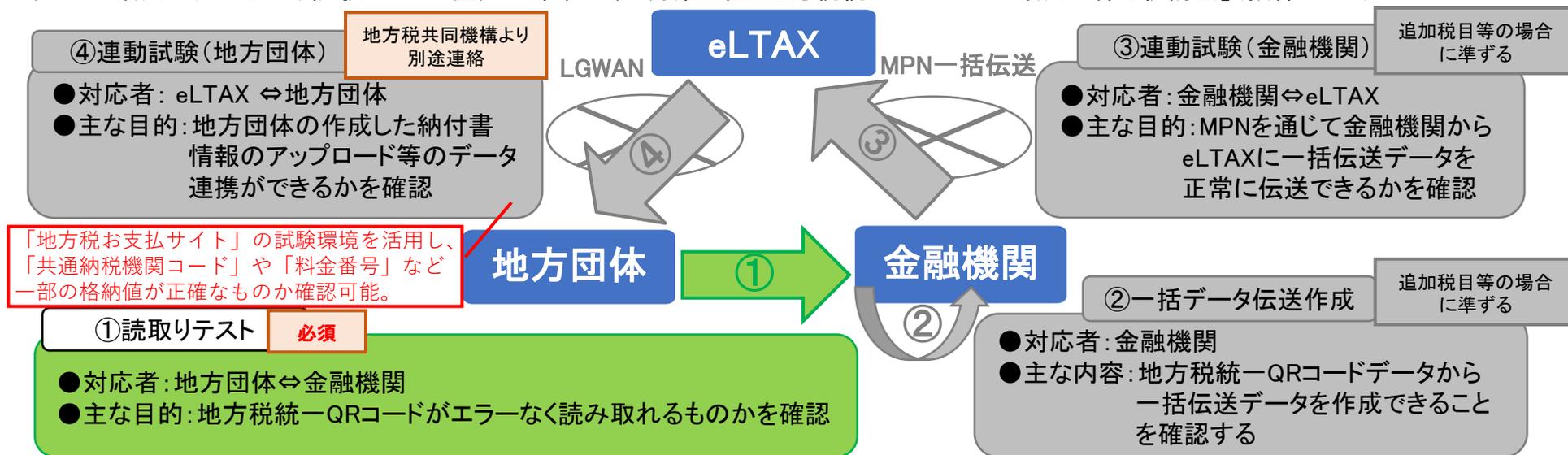
(2) eL-QRの格納値の設定が適切かどうかについては、(1)(3)の読取りテストでは確認できない場合もあるため、過去の生成エラー事案を参考にしつつ、基幹ベンダーとも調整し、各地方団体において確認の徹底をお願いしたい。

※ 併せて、納付書の発出前に下図の④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効。

【金融機関に対応をお願いしたい事項】

(3) 地方団体より、読取りテストに係る納付書の送付があった場合には、4ページの手順を参考に、eL-QRをエラーなく読み取れるか確認の上、当該地方団体に結果を回答いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和5年8月第11回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(抜粋・加工)



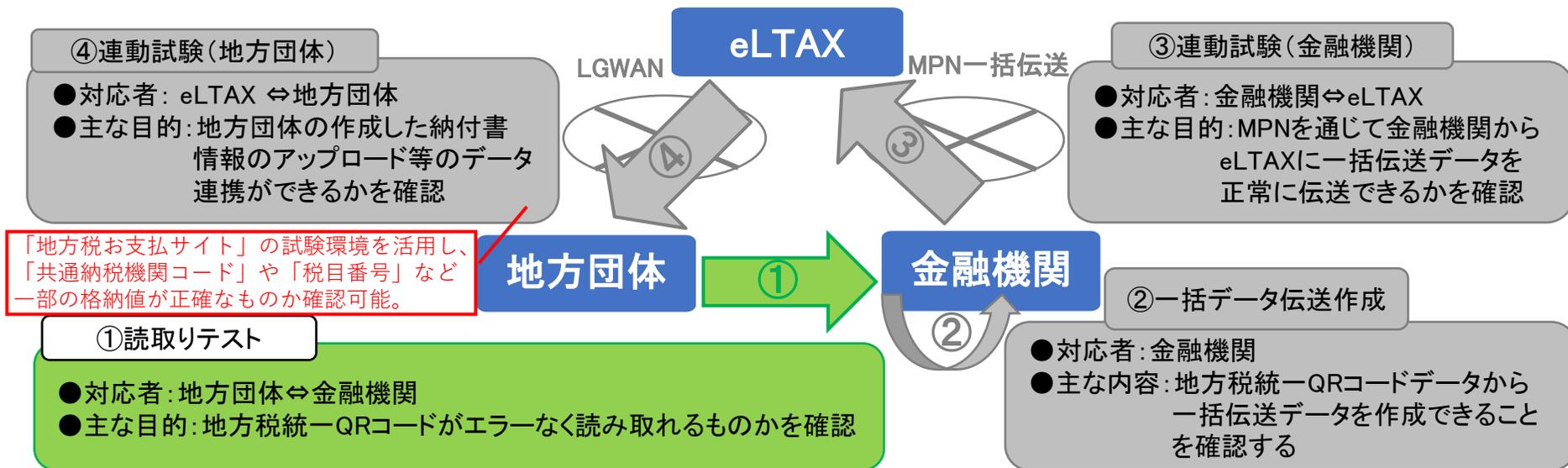
【追加税目の納付書の金融機関との読取りテスト】

- 追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し、読取りテストを実施することを基本とする。なお、既にテスト済みの税目であっても、システム更改等により、版下や生成条件に大きく変更がある場合などにおいては、品質担保のために読取りテストを実施することが望ましい。
- 券面上の印字品質(印字位置や濃度等)の確認だけでなく、CD等の格納項目の値が適切かどうかという確認も重要であるため、本番環境(※)に近い条件で生成した納付書を用いてテストすることで、設定誤りによる読取りエラーの発生を未然に防いでいただきたい。
※ テスト先金融機関と調整した上で、設定値がダミー値(ALL9等)のものを自庁印刷等で数枚生成するのではなく、定期賦課と同様に納付書ごとに格納値に差異があるものを一定数まとめて生成する環境を想定。

【毎年度の納付書におけるeL-QR格納値の確認】

- 下記図①～④の各試験はeL-QR活用の導入当初に実施するもの(上記の通り、①読取りテストは追加税目対応時等も実施する想定)だが、毎年度の納付書発布前におけるeL-QR格納値のチェック作業として、④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効と考える。
※ ただし、「地方税お支払サイト」の試験環境だけですべての格納値の正誤を確認できるものではないので、基幹ベンダーとも調整の上、格納値は適切に設定・確認を徹底することにご留意いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和4年8月第6回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(抜粋・加工)



- 読み取りテストは、準備が整った地方団体・金融機関間で個別に協議を行い実施するものであるが、制度の安定的な開始の観点から、地方税統一QRコードがエラーなく読み取れることを確認するために最低限必要と考えられるテストの手順や確認の観点について、一例を示す。

【参考例①】

1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談。
 2. 金融機関は必要枚数、送付先等を提示、地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付。なお、地方団体側において、読取テスト用の地方税統一QRコードのデータについて、以下のようにすることが望ましいと考える。
 - ・ データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する。
 - ・ CD(チェックディジット:83桁中)及びCRC(JPQR)もMPN・JPQRの仕様に則り実際に計算したものを設定する。
 3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認する。
 4. 金融機関は、地方団体に受領した納付書に印字されたQRコードの読取り可否結果を報告する。
 5. 地方団体は金融機関から読み取り可否結果を受領・確認する。
- 上記は、制度の安定的な開始の観点から最低限必要な確認と考えられるものの一例であることから、手順や確認項目の追加を、各地方団体と金融機関の間で調整することは妨げない。以下、追加の確認項目として考えられる内容の一例を示す。

【参考例②(システム上金融機関が対応可能な場合)】

1. ~2. 同上
 3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読取可能か確認するとともに、抽出されたデータ項目の情報(83桁情報)や、CD(チェックディジット:83桁中)およびCRC(JPQR)がMPN・JPQRの仕様に則り正しく計算できているか確認する。
 4. 金融機関は、地方団体に抽出結果やCDの計算結果等を報告する。
 5. 地方団体は金融機関から抽出結果の提供を受け、生成時のデータと突合し、その結果(成否)を金融機関に伝達する。
- ※ 生成時のデータは納付書送付時等に合わせて提供しておき、金融機関から突合結果報告してもらう流れとするとも考えられる。

【参考】税目・料金ごとのeL-QR付納付書への対応について(考え方)

○ 税目・料金ごとのeL-QR付納付書への対応に関する考え方については、以下のとおりとなる。

項目	地方税			地方税以外の公金	
	固定資産税・ 都市計画税・ 自動車税種別割・ 軽自動車税種別割	左記以外の税目		全国的に共通の取扱いとして eL-QR を 活用した納付を可能とする公金 (※5)	左記以外の公金 (※6)
		確定税額通知分	申告税目 個人住民税特別徴収 (※1)		
eL-QR 対応納付 書作成の要否	令和5年度から必要 (全地方団体において対応) (※2) (※3)	令和6年度以後の課税分 から原則必要(全地方団体 において対応) (※4)	システム改修規模等を踏 まえ、各地方団体が判断 (※3)	eL-QR を活用した地方税以外の公金収 納の開始時期(※7)にあわせ、令和8 年9月以降に作成する納付書について 必要(全地方団体において対応) なお、標準化対象事務に係る公金である 国民健康保険料、介護保険料及び後 期高齢者医療保険料については、今後、 標準仕様書の改定が行われる予定であり、 これに基づき対応	各地方団体が判断 (※8)

- ※1 個人住民税の特別徴収分や申告税目については、確定税額を扱えないため、既存の共通納税システムによる納税を推進する。ただし、督促分など税額が確定しているものについては、確定税額通知分の取り扱いとなる。
- ※2 比較的件数の少ない当初課税分以外の納付書(随時課税分納付書・再発行納付書・督促状添付納付書・口座振替不能添付納付書・延滞金調定納付書・分割納付用納付書等)の自庁印刷分については、システム標準化も踏まえ、令和7年度中を目途に全地方団体で対応。
- ※3 複数の税目をまとめて扱う納付書の一部に当該税目のいずれかが含まれる場合に対応が必要となる範囲は同一とする。
- ※4 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会)において、令和5年度から必須としている4税に加えて、その他の地方税の確定税額通知分納付書についても、令和6年度から原則 eL-QR を印刷することとされている。
- ※5 該当する公金の具体的な範囲については、本ガイドライン2頁「A:全国的に共通の取扱いとして、どの地方団体においても eL-QR を活用した納付を可能とするもの」を参照。
- ※6 該当する公金の具体的な範囲については、本ガイドライン2頁「B:地方団体の判断により eL-QR を活用した納付を可能とするもの」を参照。
- ※7 eLTAX の次期更改の予定時期である令和8年9月以降に eL-QR を活用した公金収納を開始することを予定している。なお、「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q&A」の更新について(令和6年10月9日付総務省事務連絡)において、基幹システム等の改修時期が迫っているなどの合理的な事由がある場合には、団体の実情に合わせて適切に対応することとされている。
- ※8 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)において、「全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。」とされていることに留意。

【参考】帳票印字項目の印字仕様及びeL-QRコードの生成条件

(1) 帳票印字項目の印字仕様の概要

項番	項目	印字要否	記載箇所	刷色	フォント	サイズ
①	eLマーク	必須 ※	済通片のタイトル部分	任意	付属データを使用	任意
②	eL-QR (二次元コード)	必須	済通片の表面(※1)	黒	—	1辺13.8mm~ 15.6mm程度
③	eL-QR (文言)	必須 ※	QRコードの周囲	任意	任意	任意
④	eL番号	必須	済通片の表面(※2)	任意	任意	任意

- 地方税の納付書について「eLマーク」及び「eL-QR(文言)」の印字が未対応の団体は、税務システム標準仕様書において実装必須項目とされていることから、遅くともシステム標準化対応までに、帳票発注やシステム改修等に合わせて対応が必要であることにご留意いただきたい。

※1 カク公帳票やMPN標準帳票等の一部の納付書については、記載場所が指定されている。

※2 MPN標準帳票及びMPN標準帳票準拠帳票については、「納付番号」等の欄に印字する。

(2) 納付書に印字するeL-QRコードの生成条件

項番	項目	数値	条件
1	バージョン	6	固定(※1)
2	誤り訂正レベル	M	固定
3	プリンタ解像度 (dpi)	300dpi以上	各地方団体において設定
4	セルサイズ	0.28mm以上 (0.32mm以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、可能な限り大きく設定
5	1セルあたりのドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

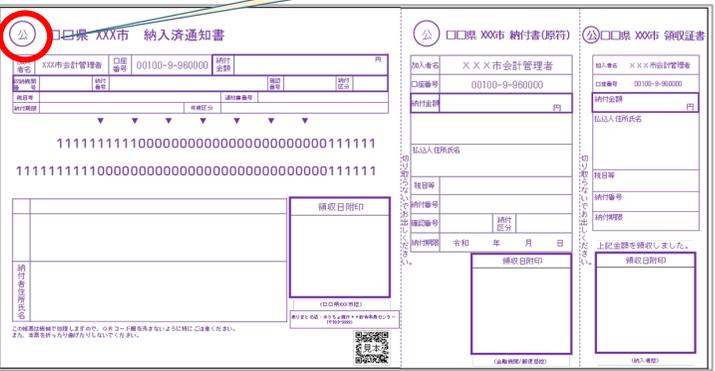
※1 生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容する。

地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う 納付書の作成基準

2025年1月31日

地方税共同機構
株式会社ゆうちょ銀行

地方税統一QRコード納付書の作成基準

納付書様式	納付書の種類	様式作成基準
<p>カク公</p>	<ul style="list-style-type: none"> MPN標準帳票 カク公（MT・DT・一般）帳票 <p>【例：MPN標準帳票】</p>  <p>・ 帳票に「□に公」の表示</p>	<p>別紙1「QR様式（カク公）作成基準」およびゆうちょ銀行の払込書作成基準に基づき、作成をお願いします。</p>
<p>マル公</p>	<ul style="list-style-type: none"> MPN標準帳票（準拠）帳票 上記以外のマル公帳票 <p>・ 帳票に「○に公」の表示</p> 	<p>別紙2「QR様式（マル公）作成基準」に基づき、作成をお願いします。</p> <p>※ ゆうちょ銀行での地方団体独自帳票の取扱いは、上記同様、「QR様式（マル公）作成基準」を満たすように作成をお願いします。</p>

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準①

- ① 納入済通知書表面（払込取扱票部）に「eLマーク」が印字されていること
 - ② 納入済通知書表面（払込取扱票部）の右下部「縦20mm×横35mm」のスペース内に、地方税統一QRコードが印字されていること
 - ※ QRコードの周囲に、「eL-QR」が表示されていること
 - ※ 納入済通知書（払込取扱票）および原符（振替払込書兼受領書（金融機関控））の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードが印字されていないこと
 - ③ 納入済通知書表面に「eL番号（案件特定キー等）」が印字されていること（必須。ただし原符および領収書への記載は推奨）
 - ④ 上記以外の点については、従前の基準どおりに作成されていること（ただし、3票の構成を満たしていること（※））
 - ※ QR様式（カク公）は、ゆうちょ銀行（郵便局含む。以下同様）以外の全国の金融機関窓口での受付を新たに可能とすることから、3票式とする
ただし、現在使用している2票式のカク公帳票を継続使用する（QRコードを付与しない）ことも可能（ゆうちょ銀行の窓口、ATMは従前どおり利用可能）
 - ※ ゆうちょ銀行においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合であっても、地方団体との契約に基づき、従前どおりカク公処理を行う（QR処理は行わない）
この場合、ゆうちょ銀行においては、「振替払込請求書兼受領証（金融機関控）」部（2票目）を領収証書として取り扱う（3票目は処理を行わずに納税者に返却する）
（ゆうちょ銀行以外の金融機関においては、カク公帳票にQRコードが印字された場合は、QRコードにより処理を行う）
- 注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合は、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

例：MPN標準帳票 ※ MPN 標準帳票の作成基準につき、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

① eLマーク

② eL-QR

③ eL番号

右側破線部から35mm

帳票下端から20mm

領収証書

納付者氏名 ベイジー 太郎 様

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

登録番号
〇〇300あ0008

登録年月日
令和3年4月1日

納期限
令和3年5月31日

合計金額
45000

納税者氏名 eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

ベイジー 太郎 様

主管所名 領収日付印

四角県
自動車税事務所

電話
XX-XXXX-XXXX

領収日付印

領収日付印

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準②

例：MT帳票

1

27 東京MT 払込取扱票(振込通知書) 公 eL 通常払込料金 加入者負担

001904 969901 金額 2457

株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町

34 26001800390010000002457200000AFHJKLPTV X
39X*+-#0123456789AFHJKLPTVX*+-#0123456789AFH

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

2

振替払込請求書 兼受領証 公
001904 969901
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町
eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123
100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

3

納税通知書兼領収証書
001904 969901
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町
eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123
100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

右側破線部から35mm

帳票下端から20mm

eL-QR

この受領証は、大切に保管してください。

この部分は、郵便局では使用しません。

例：DT帳票

1

42 東京DT 払込取扱票(振込通知書) 公 eL 通常払込料金 加入者負担

001904 969901 金額 2457

株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町

30 24314 ③ 0412345678901 698765432109

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

2

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受取書) 公
001904 969901
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町
eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123
100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

3

納税通知書兼領収証書
001904 969901
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社ABC 大手町
eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123
100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

右側破線部から35mm

帳票下端から20mm

eL-QR

この受領証は、大切に保管してください。

この部分は、郵便局では使用しません。

【別紙1】QR様式（カク公）作成基準③

例：一般帳票

①

07 払込取扱票(振込通知書) 公 el 払込料金加入者負担

001904 969901 金額 23578

株式会社ゆうちょ銀行 公金用

株式会社ABC 銀行 大手町 支店

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

日附印

eL-QR 見本

この券は、大切に保管してください。

振替払請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受取書)

001904 金額 23578

株式会社ゆうちょ銀行 公金用

株式会社ABC 銀行 大手町 支店

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎 様

備考 日附印

この券は、大切に保管してください。

納税通知書兼領収証書

001904 969901

株式会社ゆうちょ銀行 公金用

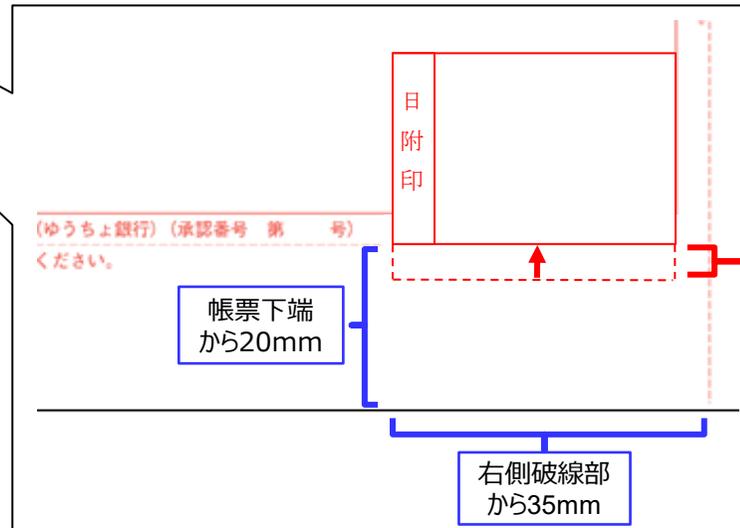
株式会社ABC 銀行 大手町 支店

eL番号:12345-1234567890
1234567890-123456-123

100-8793
東京都千代田区大手町2-3-1
送金 太郎

日附印

この部分は、郵便局では使用しません。



【別紙1】QR様式（カク公）作成基準④ 作成時の注意点

項目	内容
eLマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・「eLマーク」は、地方税共同機構作成の「納付書作成に関するガイドライン」の付属データからファイルを取得して使用してください。
金額欄に印字する金額等	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金等が発生し、複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額を必ず記載するとともに、同合計金額とQRコードの格納金額を一致させることとしてください。
日附印欄等への印字	<ul style="list-style-type: none"> ・払込取扱票部の日附印欄・料金欄、備考欄の枠内には、何も印字しないでください。 また、帳票ごとにクリアゾーン（印字不能エリア）が設定されていますので、ご注意ください。 ・ご依頼人住所氏名欄には、加入者において必要な事項をあらかじめ印字等して差し支えありません。
MPN標準帳票等へのOCR印字	<ul style="list-style-type: none"> ・MPN標準帳票、MT帳票、DT帳票のOCR印字については、印字内容（印字位置等）が規定の条件を満たすよう留意ください。（印字内容が規定の条件を満たさない場合、誤読取や読取不能の原因となります。）
MPN標準帳票等のeL番号	<ul style="list-style-type: none"> ・MPN標準帳票およびMPN準拠帳票の済通片においては、eL番号に相当する情報をMPNの納付番号欄等へ記載することから、「eL番号」の記載は不要です。 なお、MPN標準帳票、MPN準拠帳票上の納付番号等の各項目は、以下のとおり共通納税の案件特定キー等の各項目に対応しますが、納付書上の名称については、MPN標準帳票は納付番号等の名称のまま使用するものとされており、MPN準拠帳票は納付番号等の名称をそのまま使用することが可能（変更可）とされています。 【MPN標準帳票上の名称】 ⇔ 【共通納税用の項目】 ① 【収納機関番号】 ⇔ 【共通納税機関コード】（5桁） ② 【納付番号】 ⇔ 【案件特定キー】（20桁以内） ③ 【確認番号】 ⇔ 【確認番号】（6桁以内） ④ 【納付区分】 ⇔ 【税目・料金区分】（3桁）
ゆうちょ銀行の様式審査基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始」に関して、ゆうちょ銀行の様式審査基準に変更はありません。 そのため、使用いただく納付書については、基準を満たすように作成いただき、貯金事務センターに審査を依頼してください。 ※ 枠線位置や太さ・注意文・使用可能なフォント等の基準をゆうちょ銀行の払込書作成基準で設けています。 ・「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」に伴って納付書を変更される場合も同様です。 また、同施策に関する、MPN、MT、DTの疎通試験はゆうちょ銀行では実施しておりません。

【別紙2】QR様式（マル公）作成基準② 別表

項番	項目	QR様式（マル公）の作成基準	（参考）QR様式以外のマル公様式の作成基準
①	QRコード等	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 納入済通知書表面に「eLマーク」が印字されていること <ul style="list-style-type: none"> ※ 刷色・文字フォントは任意 ㊧ 納入済通知書表面に、地方税統一QRコードが印字されていること <ul style="list-style-type: none"> ※ QRコードの印字位置は、カク公と同様の印字位置を推奨 ※ 「eL-QR」が印字されていること（刷色・文字フォントは任意） ※ 納入済通知書及び原符の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードが印字されていないこと ㊨ 納入済通知書表面に「d番号（案件特定キー等）」が印字されていること <ul style="list-style-type: none"> ※ 刷色・文字フォントは任意 	-
②	納付書の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・3票式であること ・「済通」、「原符」、「領収証書」の構成であること
③	マル公の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・各表題部の先頭または後方に表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・各表題部の先頭または後方に表示
④	加入者名	<ul style="list-style-type: none"> ・各票上部に、口座番号・加入者名欄を隣接して設欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇市会計管理者」のように、口座名称を表示
⑤	口座番号	<ul style="list-style-type: none"> （既存納付書において欄がない場合は、設欄不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票上部に、口座番号欄・加入者名欄を隣接して設欄
⑥	払込人住所氏名欄	<ul style="list-style-type: none"> ・払込人住所氏名欄を設欄（住所非表示の場合、氏名のみで可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・払込人住所氏名欄を設欄（住所非表示の場合、氏名のみで可）
⑦	金額欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の右上部等、分かりやすい位置に設欄
⑧	日附印欄	<ul style="list-style-type: none"> ・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票下部に設欄（縦横30mm以上を推奨）
⑨	公金取りまとめ店欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」のように、自治体の所在する地域を受け持つ貯金事務センター名を表示
⑩	保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・各票の下部欄外に、各票の保管場所を「納入者保管」「金融機関（郵便局）保管」、「市町村保管」のように表示
⑪	納付場所	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国の地方税統一QRコード対応金融機関」等（審査時はネガティブチェックのみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書に、払込み等が可能な取扱店の範囲を、「近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局」のように表示
⑫	その他※ （準拠帳票を想定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジーマークは表示不可 ・払込 I D 番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してM P N 払込書と誤認しない色）とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジーマークは表示不可 ・払込 I D 番号および番号枠は表示不可（カク公用表示のため） ・「通常払込料金加入者負担」の文言は表示不可（カク公用表示のため） ・刷色は他の払込書との差別化を図るため、「赤」、「青」および「黒」以外の色（一見してM P N 払込書と誤認しない色）とすること ・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「A T M 読取不可」等の注意文言を表示

※ ⑫準拠帳票での表示不可事項は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構と調整済みです。

注 当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

【別紙2】QR様式（マル公）作成基準③ 作成時の注意点

QR様式（マル公）とQR様式以外のマル公様式を併用する場合の注意点

項番	項目	QR様式（マル公）とQR様式以外のマル公様式を併用する場合の作成基準
⑨	公金取りまとめ店欄	・「QRコードを印刷している場合： ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合： ゆうちょ銀行 * * 貯金事務センター」等のように書き分けて表示してください。
⑪	納付場所	・「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県 のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように書き分けて表示してください。
⑫	その他	・「A T M読取不可」等の注意文言は表示不要です。

その他の注意点

項目	内容
eマーク	・「eマーク」は、地方税共同機構作成の「納付書作成に関するガイドライン」の付属データからファイルを取得して使用してください。
金額欄に印字する金額等	・延滞金等が発生し、複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額を必ず記載するとともに、同合計金額とQRコードの格納金額を一致させてください。
ゆうちょ銀行の様式審査基準等	・「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始」に関して、ゆうちょ銀行の様式審査基準（P7）には変更はありません。そのため、使用いただく納付書については、基準を満たすように作成してください。 ※ 変更点がQRコードの印字のみの場合は様式審査不要です（様式審査申請手順を参照してください）。 ・「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」に伴って納付書を変更される場合も同様です。

お問い合わせ先

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
納付書作成基準の内、 ①「eLマーク」、②「eL番号（案件特定キー等）」、 ③「eL-QR」の表示、④「地方税統一QRコードの規格」 に関するお問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「MPN標準帳票」、「MPN標準帳票準拠帳票」 に関するお問い合わせ	日本マルチペイメントネットワーク運営機構にお問合せください
納付書作成基準の内、 「GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」 に関するお問い合わせ	『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』に 関しては、次のURLをご参照ください https://www.gs1jp.org/standard/barcode/gs1-128/payment_service.html お問い合わせにつきましては、契約先(または契約予定の)収 納代行事業者、収納代行事業者を介さずにコンビニエンス ストアチェーンと直接契約(または契約予定) の場合はコンビニ エンスストアチェーンまでお願いいたします
上記以外の納付書の作成基準に関するお問い合わせ	ゆうちょ銀行貯金事務センターにお問合せください
その他、地方税統一QRコードの制度面等に関する全般の お問い合わせ	地方税共同機構にお問合せください

地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う 納付書の様式審査申請手順 【地方団体向け】

2025年1月31日
株式会社ゆうちょ銀行
事務部門 事務統括部

地方税統一QRコード納付書の様式審査の概要

2026年9月に開始される「地方税統一QRコードを活用した公金納付」に向けて、全国の金融機関等の窓口において、税公金の収納事務が円滑に行えるよう、当行において地方団体で作成されたQRコード付き納付書が、「地方税統一QRコード納付書の作成基準」に則り作成されていることを、様式審査等で確認させていただきます。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 当行における様式審査・読み取りテストは、次の観点で実施しますのでご了承ください。

既存の納付書様式	様式審査	読み取りテスト※
カク公	様式作成基準に則り作成されていること	当行の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できること
マル公	様式作成基準に則り作成されていること	－（実施しません）
地方団体独自帳票		

※ 当行における読み取りテストは、QRコードの読み取りテスト（QRコードの規格が正しいこと等の確認）ではありません。

- 効率的に様式審査等を行うため、すでに当行において公金収納を行っている様式（マル公・カク公）で、**既存様式との変更点が地方税統一QRコードの印字のみの場合は、様式審査を省略**いたします。

注）様式作成基準を満たしていない場合、ゆうちょ銀行・郵便局窓口で公金収納をお断りする場合がございますので、地方団体におかれましては様式作成基準を満たしていることをご確認をお願いいたします。

既存の納付書様式	既存様式で変更点がQRコードの印字のみ	左記以外（新規作成・様式変更）
カク公	（様式審査不要）読み取りテストのみ※	様式審査 + 読み取りテスト
マル公	不要	様式審査のみ※
地方団体独自帳票		

※ カク公様式で様式審査を省略する場合や、マル公様式（地方団体独自帳票を含む）で様式審査のみ実施する場合であっても、様式見本品の提出をお願いいたします。

地方税統一QRコード納付書の審査申請の流れは、下表のとおりです。

様式審査申請手順	ご対応頂きたい内容	提出期限
① 様式審査申請フローのご確認 	<ul style="list-style-type: none"> 作成いただく納付書の種類に応じて、「カク公帳票」または「マル公帳票（地方団体独自帳票を含む）」の様式審査申請フローをご確認ください。 	—
② 版下原稿等のご提出	<ul style="list-style-type: none"> 様式審査が必要な版下原稿（カク公の場合は、試験品）について、版下原稿送付書・様式チェックシートを作成いただき、当行貯金事務センターに電子メールまたは郵送でご提出ください。 	納付書の使用開始日の7か月前*
③ 【(当行作業)様式審査】	<ul style="list-style-type: none"> 様式基準に従い、当行で審査を行います。（通常約1か月程度） 調整が必要な場合は、送付書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。 	—
④ 様式審査結果の受領	<ul style="list-style-type: none"> 様式審査の結果を、ご連絡いたします。 結果を受領次第、様式見本品のご提出準備をお願いします。 	—
⑤ 見本品のご提出	<ul style="list-style-type: none"> 見本品について、見本品送付書・様式チェックシートを作成いただき、当行貯金事務センターに郵送でご提出ください。 	納付書の使用開始日の5か月前*
⑥ 【(当行作業)読み取りテスト】 (カク公に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 当行機器にて、読み取りテストを実施します。 調整が必要となった場合は、送付書に記載いただいた連絡先にご連絡いたします。 	—
⑦ 読み取りテスト結果の受領 (カク公に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 読み取りテスト結果をご連絡いたします。 	—

※ 2026年9月以降に使用開始する「地方税」及び「地方税以外の公金」の納付書が対象です。
 なお、当該期限までのご提出が難しい場合や、2026年8月以前に使用開始する「地方税」の納付書の場合は、以下の期限までにご提出ください。
 (版下原稿：様式の修正可能期限の2か月前、見本品：様式の修正可能期限の1か月前)

「カク公帳票」の様式審査申請フロー

<補足>
「試験品」と「見本品」が同一の場合は、その旨を「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」の余白等に記載いただき、試験品（＝見本品）5部を送付してください。この場合は再度の見本品の提出は不要です。

YES **既存様式の変更点は、QRコード等の印字のみ** NO

- 作成予定のQRコード付き納付書が、次の項目を満たしていることを確認してください。
- ①納入済通知書表面に、QRコードが指定枠内に印字されていること
 - ※「eL-QR」および「eLマーク」が表示されていること
 - ※納入済通知書および原符の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードが印字されていないこと
 - ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること
 - ③3票の構成を満たしていること
 - ④納付場所が誤った記載となっていないこと
- ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

- 様式審査が必要です。試験品を提出してください。
次の書類を提出してください。
- ①地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
 - ②地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③試験品
- <詳細は、別紙1をご確認ください>

満たしている

■様式審査は不要ですので、版下原稿の提出は不要です。

見本品の準備ができ次第

- 見本品を提出してください。
次の書類を提出してください。
- ①地方税統一QRコード様式 見本品送付書
 - ②地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③見本品5部
- <詳細は、別紙2をご確認ください>

当行での様式審査

審査結果「NG」の場合

■試験品の修正を依頼します。
修正後、再度試験品をご提出ください

テスト結果「OK」の場合

当行での読み取りテスト

テスト結果「NG」の場合

**審査完了
(本番帳票印刷)**

■見本品の修正を依頼します。
修正後、再度見本品をご提出ください

YES **既存様式の変更点は、QRコード等の印字のみ** NO

■作成予定のQRコード付き納付書が、次の項目を満たしていることを確認してください。

- ①納入済通知書表面に、QRコードが印字されていること
※「eL-QR」および「eLマーク」が表示されていること
※納入済通知書および原符の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードが印字されていないこと
 - ②「eL番号（案件特定キー等）」が納入済通知書表面に印字されていること
 - ③3票の構成を満たしていること
 - ④納付場所が誤った記載となっていないこと
 - ⑤公金取りまとめ欄が、「ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」と記載されていること
- ※当該納付書がコンビニ収納用バーコード付納付書である場合には、『GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン』も参照すること

■様式審査が必要です。版下原稿を提出してください。

- 次の書類を提出してください。
- ①地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
 - ②地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③版下原稿
- <詳細は、別紙1をご確認ください>

審査結果
「OK」の場合

当行での様式審査

審査結果
「NG」の場合

満たしている

- 見本品を提出してください。
次の書類を提出してください。
- ①地方税統一QRコード様式 見本品送付書
 - ②地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③見本品5部
- <詳細は、別紙2をご確認ください>

■版下原稿の修正を依頼します。
修正後、再度版下原稿
をご提出ください

審査完了
(本番帳票印刷)

- 「地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書」を記入いただき、版下原稿（試験品）とあわせて、電子メールまたは郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 版下原稿送付書
- ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
- ③ 版下原稿（マル公の場合）または試験品（カク公の場合）

※版下原稿（または試験品）は、必ず両面をご提出ください。また、ガイド線のみでなく、外枠があるものをご提出ください。

また、様式に記載する口座記号番号や加入者名等はダミーデータではなく、実際の内容を印字してください。

※すでに当行における公金収納で使用している様式の場合は、既存様式（旧様式）をあわせてご提出ください

【提出方法】

電子メールまたは郵送

※送付先メールアドレスまたは郵送先住所は、**別紙 3**をご確認ください。

※審査を円滑に行うため、カク公帳票の試験品は可能な限り、郵送でのご提出をお願いいたします。

※版下原稿（または試験品）は、拡大・縮小等せず実物サイズかつ鮮明なものをご提出ください。

※電子メールの場合、メール件名は、「【△△県●●市】地方税統一QRコード様式版下原稿送付書」としてください。

また、ご提出いただくデータはファイル形式はPDF、サイズは8MB以下としてください。

【提出期限】

納付書の使用開始日の7か月前までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

※**上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の2か月前までにご提出ください。**

※提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【様式審査に要する期間】

版下原稿（または試験品）受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。

※審査依頼の集中等により、結果通知が後ろ倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 「地方税統一QRコード様式 見本品送付書」を記入いただき、見本品とあわせて郵送でご提出ください。

【提出物】

- ① 地方税統一QRコード様式 見本品送付書
 - ② 地方税統一QRコード様式 チェックシート
 - ③ 見本品 5部 (1帳票につき5部ご提出ください)
- ※ 既存様式との変更点がQRコードの有無のみの場合で、版下原稿 (試験品) をご提出いただいていない場合は、既存様式 (旧様式) をあわせてご提出ください。

【提出方法】

郵送

※ 郵送先住所は、**別紙 3**をご確認ください。

【提出期限】

納付書の使用開始日の5か月前までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※ **上記期限までのご提出が困難な場合は、様式の修正可能期限の1か月前までにご提出ください。**

※ 提出期限に関わらず、提出可能な様式は、お早めのご提出にご協力をお願いいたします。

【カク公の読み取りテストに要する期間】

見本品受領後、1か月程度を目安に結果を通知する予定です。

※ 見本品送付時期の集中等により、結果通知が後ろ倒しとなる場合があります。あらかじめご了承ください。

【別紙3】版下原稿・見本品の提出先

- ・ 版下原稿（試験品）および見本品の提出先は次表のとおりです。なお、提出先が変更となった場合には、別途周知します。
- ・ カク公QR帳票は、利用サービス（MPN・MT・DT・一般）により提出先が異なりますので、ご注意ください。
 ※ 電子メールで提出される場合は、メールを送付した旨をお電話にてご連絡くださいますよう、お願いいたします。

地方団体の所在する都道府県			貯金事務センター					
マル公納付書 (地方団体独自帳票を含む)	カク公納付書		所管事務センター	郵便番号	住所	担当課	e-mailアドレス	電話番号
	MPN、MT、DT	一般						
北海道	—	—	小樽貯金事務センター	047-8794	小樽市入船5-3-1	データ入力課 振替サービス担当	furikaetaruchohin.ii@jp-bank.jp	0134-33-2218
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	—	—	仙台貯金事務センター	980-8794	仙台市青葉区一番町1-3-3	振替課 運行担当	furikaekafurikaetantousendaijieshi.ii@jp-bank.jp	022-267-6031
神奈川県、山梨県	—	—	横浜貯金事務センター	224-8794	横浜市都筑区茅ヶ崎中央38-1	送金サービス課 公金国庫金担当	kokinQR.ii@jp-bank.jp	045-945-8052
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都	全国	※東日本地域	東京貯金事務センター	330-9794	さいたま市中央区新都心3-1	振替口座課 私製承認担当	shiseisyounin-qr.ii@jp-bank.jp	048-600-3523
新潟県、長野県	—	—	長野貯金事務センター	380-8794	長野市緑町1657-1	データ入力課 振替担当	naganojcfurikaetantoukoukinqr.ii@jp-bank.jp	026-233-5411
富山県、石川県、福井県	—	—	金沢貯金事務センター	920-8794	金沢市尾山町10-2	第二業務課 送金担当	kanazawafurikaetantou.ii@jp-bank.jp	076-231-4233
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	—	—	名古屋貯金事務センター	469-8794	名古屋市中区丸の内3-2-5	振替課 公金国庫金担当	koukinqrseynouagoyajc.ii@jp-bank.jp	052-963-3889
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	—	※西日本地域	大阪貯金事務センター	539-8794	兵庫県伊丹市北河原1-2-1	振替課 運行担当	furikaeshiseishounintantou.ii@jp-bank.jp	072-789-9631
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	—	—	広島貯金事務センター	730-8794	広島市東区光町1-15-15	データ入力課 振替担当	hiroshimafurikaetantou.ii@jp-bank.jp	082-261-6134
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	—	—	徳島貯金事務センター	770-8794	徳島市南前川町2-5	データ入力課 振替担当	tokushimajc.furikae.ii@jp-bank.jp	088-626-5923
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	—	—	福岡貯金事務センター	812-8794	福岡市中央区大名2-5-1	振替課 公金国庫金担当	yucho_fukuoka_koukinshinsei.ii@jp-bank.jp	092-721-9607

※ 東日本地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県

※ 西日本地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（第13回）事前照会における意見・回答

番号	区分	意見	回答
読取りテストについて			
1	地方 団体	本市の後期高齢者医療保険料の対応時期は他市Q&Aにもあるとおり、財務会計システムの更改に合わせて令和9年4月からの運用を想定しています。令和8年9月より後に運用開始する場合の団体連動試験等の手続きは現在提示のスケジュールではなく別途提示されるとの事ですが、今回の検討会資料の指定金融機関との読取テストやゆうちょ銀行の納付書審査等についても団体連動試験の枠組みに含まれ、通常スケジュールと別スケジュールでの実施は可能との認識でよろしいでしょうか。	<p>【事務局】 金融機関におけるeL-QRの読取りテストは、地方税共同機構の団体連動試験とは別に行っていただくものであり、実施スケジュールは各地方団体と金融機関において個別に調整していただきたいと考えています。</p> <p>【ゆうちょ銀行】 「地方税統一QRコードを活用した公金収納」については、地方団体ごとに運用開始時期が異なることが想定されることから、当行からお示ししている審査申請手順の版下原稿等や見本品の提出期限は具体的な年月ではなく、「納付書の使用開始日の〇ヵ月前」といった記載としています。そのため、各地方団体では、運用開始時期（納付書の使用開始日）から提出期限を遡って算出いただいた上で、当該期限に間に合うよう、ご提出をお願いいたします。</p>
2	金融 機関	指定金融機関に直接連絡となる場合、各JAに直接連絡があると想定するものの、各JAではシステム開発を実施していないため、各JA単独で読取テストの対応を行うことが困難と考えられ、農林中央金庫および開発ベンダによる支援が必要と想定します。 この場合、テスト支援対応にかかる開発ベンダ側でのリソース確保・契約対応等を都度実施することが必要になる等、テストを実施する前での調整期間が相応に発生するものと考えられます。 つきましては、地方団体に対して、テストが必要になる場合は、前広にご案内いただきたくお願い申し上げます。	<p>【事務局】 今後発出する通知等により、地方団体への周知を図って参ります。</p>
3	金融 機関	テストを依頼する金融機関と調整し読取りテストの期間を十分に確保し、テスト不合格時でも修正・再テスト・再テスト合格を経て発付するよう注意をお願いしたい。	
ゆうちょ銀行における様式審査について			
4	ベン ダー	「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の様式審査申請手順【地方公共団体向け】」の3枚目「納付書の審査申請の流れ」には、版下原稿等の提出が納付書の使用開始の7ヵ月前、見本品の提出が納付書の使用開始日の5ヵ月前との記載がありますが、提出期限をせめて3ヵ月前、2ヵ月のように半分に短縮いただくか、または、手順改定の施行日を2026年度からにさせていただく等、審査手順書の再考をお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】 当該提出期限については、2026年9月以降に使用開始する「地方税」及び「地方税以外の公金」を対象としています。前記内容が分かるよう、審査申請基準に注意点を記載することとします。</p>
5	ベン ダー	ゆうちょ銀行の様式審査について 「地方税統一QRコードを活用した公金納付の開始に伴う納付書の様式審査申請手順」 「既存様式」で変更点が「eL-QR」の印字のみの場合は様式審査不要とされています。納付書の様式変更は伴うが、既に「eL-QR」の開始が始まっている「固定資産税」や「軽自動車税（種別割）」で利用している納付書に切り替える場合も「様式審査」を不要とすることをご検討いただきたくお願いいたします。	<p>【ゆうちょ銀行】 現在の納付書から、既に当行で様式審査等が完了した地方税の納付書に切り替えた上で、「税目・料金」名のみ変更する場合は、当行の様式審査は不要です。</p>